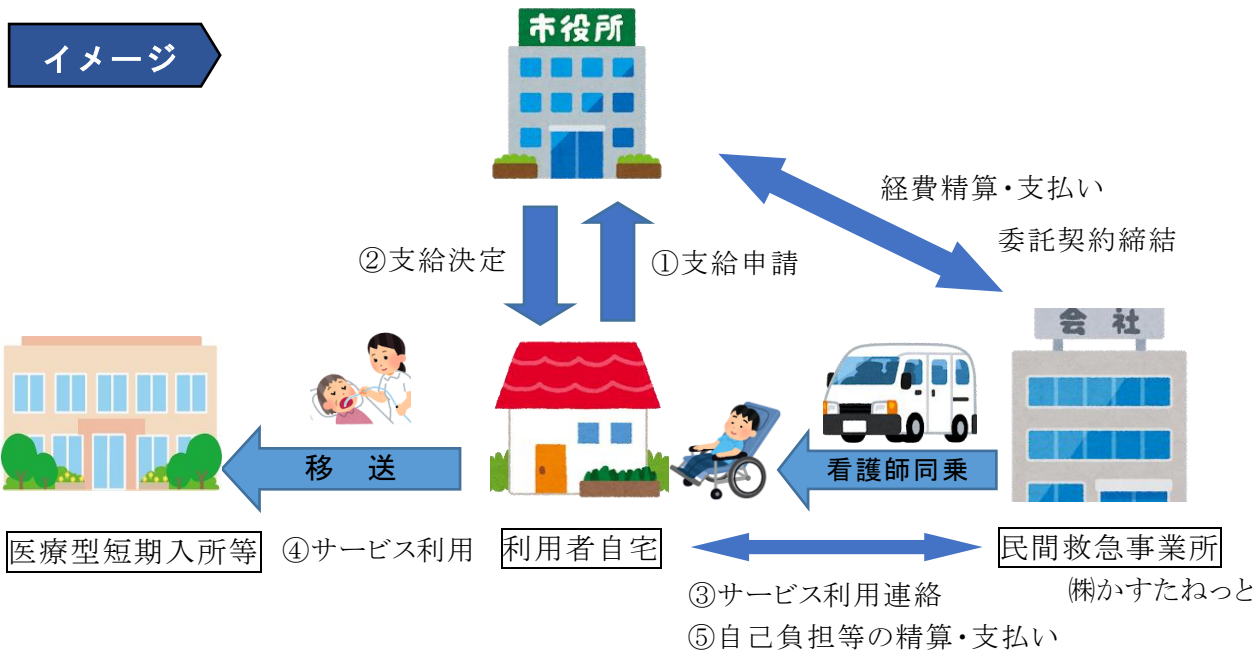


令和5年度 重症心身しょうがい者医療型短期入所等利用支援事業

- 目的：医療的ケアが必要な重症心身しょうがい者の多くは、短期入所や介護者のレスパイト入院等が必要な場合には県南部の施設等を利用されているため、遠距離送迎に伴う介護者及び当事者の身体的・精神的負担の軽減を図るとともに経済的支援を行います。
- 内容：民間救急事業所と委託契約を結び、介護者等に代わり医療的ケアを行う看護師が車両に同乗し、利用者を移送します。
- 対象者：在宅で生活する医療的ケアが必要な重症心身しょうがい者
 - ・常時又は頻回に、医療行為が必要で在宅において生活する人
 - ・療育手帳A2以上かつ身体障害者手帳2級以上を所有する人
 - ・一般の公共交通機関を利用することが困難な人
 - ・医療保険の診療報酬における「超重症児(者)入院診療加算」の判定基準によるスコアが10以上の人
- 対象：医療型短期入所 または レスパイト入院
 - ・びわこ学園医療福祉センター野洲（野洲市北桜 978-2）
 - ・びわこ学園医療福祉センター草津（草津市笠山 8 丁目 3-113）
 - ・滋賀県立小児保健医療センター（守山市守山 5 丁目 7-30）
 - ・国立病院機構敦賀医療センター（福井県敦賀市桜ヶ丘町 33-1）
 - ・国立病院機構紫香楽病院（甲賀市信楽町牧 997）
 - ・福祉事務所長が認める医療機関※※1回あたりの移動時間が3時間又は移動距離が100kmを上限とする範囲
- 利用回数：利用者1人につき片道を1回として年間12回まで
※ただし、緊急時のやむを得ない事情の場合は、利用回数の上限を超えての利用が可能です
- 自己負担：片道1,000円/回（事業所へお支払いください）
※有料道路使用料等は実費負担となります
※生活保護世帯及び市民税非課税世帯の方は自己負担がありません
- 留意事項：当該事業を利用される場合は、利用日までに移送先の施設に民間救急事業所を利用した移送を行う旨をお伝えください。なお、滋賀県立小児保健医療センターは保護者の同伴が必要となりますのでご注意ください。



*** 利用の流れ ***

① 支給申請

重症心身しょうがい者医療型短期入所等利用支援事業を利用いただく場合、事前にしょうがい福祉課へ申請が必要となります。

② 支給決定

申請内容を審査のうえ、利用の可否を決定し、決定通知書を通知します。

【サービスご利用前に…】

初めて利用される前に、ご自宅を訪問し、利用者の生活状況等を調査しますのでご理解とご協力をお願いします。普段の利用者の様子や移送の留意点等の打ち合わせをお願いします。

(調査訪問日までに事業所へ利用者に係る身体状況等の資料提供を行う場合があります)

③ サービス利用連絡 ・ ④ サービス利用

事業所へご連絡いただき、利用日程の調整を行ってください。また、移送先の施設には、事前に当該事業を利用して移送を行う旨をお伝えいただきご利用をお願いします。利用が難しくなった場合、事業所へ必ず連絡をお願いします。

⑤ 自己負担等の精算・支払い

自己負担額(片道1回1,000円)及び有料道路使用料の実費負担額の精算・支払いについては、事業所と行ってください。

■ 事業に関するお問い合わせ

長浜市 しょうがい福祉課 しょうがい企画係 ☎ 0749-65-6372
(〒526-8501 長浜市八幡東町 632 番地)

■ 利用にかかる事業所連絡先

株式会社かすたねっと 湖北営業所 ☎ 0749-50-1941
(〒526-0063 長浜市末広町 240-17)